

来年4月からの指定管理者を募集します

● 財政課 企画係 ☎ 22・3204

市

では「公の施設」について、民間の能力やノウハウを幅広く活用し、サービスの向上や経費の節減などを図ることを目的として指定管理者制度を導入しています。平成27年4月1日からの指定管理者を募集します。以下をご参照のうえ応募してください。

● 申込資格

応募要件を満たす法人またはその他の団体（個人での応募はできません）

応募資格詳細は、各施設の所管課が配布する募集要項をご確認ください。

● 募集要項配布・申込受付

9月30日頃まで（土・日曜・祝祭日を除く）午前8時30分～午後5時

● 選定

応募者の中から総合的に審査して、施設を最も有効活用できる団体などを指定管理者（候補者）として選定し、市議会の議決を経て正式に決定します。

● 申込方法

募集要項に定める書類を申込受付期間中に施設の所管課に提出してください。

● 指定期間

▽3年の場合…平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

▽5年の場合…平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

● その他

問い合わせは施設の所管課へお願いします。直通の電話をご利用してください。

公の施設の名称等		指定期間	所管課
1	古代の里キャンプ村	5年	観光まちづくり課 (☎ 22-3174)
2	神楽苑	3年	
3	なみの高原やすらぎ交流館・森の体験交流施設	3年	
4	A S O 田園空間博物館総合案内所・阿蘇駅前噴水広場	3年	
5	阿蘇内牧ファミリーパーク「あそ☆ビバ」・阿蘇中央公園	5年	
6	農畜産物処理加工施設	3年	
7	農村環境改善センター	5年	農政課 (☎ 22-3274)
8	阿蘇体育館・阿蘇体育館武道場・阿蘇多目的広場	5年	教育課 (☎ 22-3229)
9	阿蘇農村公園あぴか	5年	
10	温水プール・温泉施設（アゼリア21）・交流促進センター	5年	
11	就業改善センター・一の宮体育館 一の宮運動公園・一の宮社会教育センターグラウンド	5年	



の募金運動にご協力ありがとうございました。

阿蘇市合計 747,000 円

各行政区長を通じ募金をいただきました。お寄せいただいた募金は、熊本県緑化推進委員会へ送金し、次のような取り組みに活用されます。

- 植樹祭、育樹祭の開催による環境緑化の推進
- 次代を担う「緑の少年団」の育成、学校緑化
- 県民、企業、団体等の協働による「県民参加の森林づくり」の推進
- 緑化キャンペーンによる緑化の啓発活動（苗木の配布事業）など

お問い合わせ 市役所農政課 (☎ 22 - 3274)

児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成の

現況届は8月29日(金)までです！

福祉課子育て支援係 ☎22・3167

この届は、児童扶養手当及びひとり親家庭等医療費助成を8月以降も引き続き受ける要件を満たしているのかの確認と、所得制限によるその年の8月分から翌7月までの手当の支給額区分を決定するものです。届出を行わない場合、8月以降の手当を受けることができません。

児童扶養手当の受給から5年を経過するなどの要件に該当している人は、平成20年4月分の手当から一部

支給停止となっています。平成26年8月以降も、同年7月以前と同様に児童扶養手当を受給するためには、「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」(緑色)の提出が必要となりますので現況届と併せて提出をお願いします。

●手当を受けることができる人

児童を監護している父または母、児童を父または母にかわって養育している人

●手当の対象となる児童

18歳に達する日以降の最初の3月31日までの人、または20歳未満の者で心身に障害のある人(特別児童扶養手当を受給できる程度の障害)

●提出先

市役所福祉課子育て支援係または各支所市民係

現況届に必要な書類

- 1 児童扶養手当証書・受給資格者証(全額支給停止の人は証書はありません)
- 2 健康保険証の写し(対象者全員分)
- 3 養育費に関する申立書(平成25年中に受け取った養育費) <児童扶養手当受給者>
- 4 平成26年1月1日現在で阿蘇市に住所がなかった場合は、前住所地の市区町村長が発行する平成26年度課税台帳記載事項証明書
- 5 年金証書の写し <受給該当事由に当てはまる方>

※児童と別居している場合は他に提出していただく書類がありますので、問い合わせをしてください。

児童扶養手当ってなに？

お父さんまたはお母さんと生計が同じではない子どもが、家庭生活の安定と自立促進のために支給される制度です。(平成22年8月から父子家庭の人も受給対象となっています)



Tシャツ印刷
はじめました。

ワンポイントなら
一五〇〇円で
お釣りができます。



有限会社

ヤマベ印刷

PRESENTED BY PRINT OFFICE YAMABE
TEL: 0967-22-0309
阿蘇市一の宮町宮地1863-10



- ・デザイン自由
- ・持ち込みOK
- ・一枚から低価格
- ・Tシャツ以外の衣類もできます。

商用・事務用総合印刷

オリジナルシャツプリント

オリジナルノベルティ(記念フォトパネル・オリジナル盾など)

エコバッグ利用のポイント!

マイバッグ利用で、気持ち良くお買い物をするためには?

- お買い物中は、マイバッグは折りたたむか口を閉じておきましょう。
- 商品はお店に備え付けの買い物カゴなどに入れましょう。
- マイバッグは会計が済んだ後に使用しましょう。
- 急なお買い物でも利用できるよう、車の中などにマイバッグを備えておきましょう。



市ではレジ袋削減を推進する13事業所(15店舗)と協定を締結しています。何気ない消費活動を見直すきっかけに、レジ袋削減への取り組みを推進する協定事業所を、業種を問わず広く募集しています。積極的な参加をお待ちしています。

なお、協定事業所にはポスターやのぼり旗などの啓発グッズ支援や、阿蘇市ホームページ掲載による取り組み紹介をします。

買 い物の際に利用しているレジ袋は、そのほとんどがごみとして処理されています。皆さんがマイバッグを利用しレジ袋を断ることで、排出されるごみの減量につながります。「お買い物にはマイバッグ」を合言葉に、阿蘇の豊かな自然を次世代へつないでいくためにも身近なエコ活動に取り組みしましょう。

レジ袋辞退でエコな生活を!
マイバッグ利用で気持ち良くお買い物♪

●市民課 生活衛生係 ☎22・3135

▶市が指定する12品種の希少動植物一覧

- (動物) オオルリシジミ
(植物) ツクシフウロ・ヒゴシオン・サクラソウ・コバキボウシ・ミズチドリ・イブキトラノオ・リュウキンカ・オグラセンノウ・ヒゴタイ・ヤツシロソウ・スズラン



オオルリシジミ

※太字で記載の品種は、県条例(植物35種、動物12種)でも保護指定されています。

最 近、原野内に無断で入り、阿蘇地域だけに生育する希少な植物を採取する姿がよく見られます。法律や条例で保護されている希少動植物の採取などは一年以下の懲役または100万円以下の罰金と厳しく罰せられます。阿蘇の貴重な財産を後世に残していくためにも採取などを行っている人を見かけたら阿蘇警察署(☎22・5110)に通報するなど、市民の皆さまのご協力をお願いします。

希少動植物の採取は犯罪です!

●住環境課 都市・環境係 ☎22・3169

病床数260床
診療科17科目

阿蘇地域唯一の
■産婦人科 ■緩和ケア病棟

夜間も週3回
■透析センター ■アレルギー科 始めました

医療法人社団
坂梨会

阿蘇温泉病院 0967-32-0881

～阿蘇地域の医療・介護・福祉を支えて40年～

広告